

「小田原市子どもの貧困対策推進計画」関連事



子どもや若者に関する 相談窓口・支援事業のご案内（案）



目次

1. 困ったこと・悩み事があったら、まずはここへ相談してください。
2. その他の相談窓口や支援事業について
 - (1) 教育支援に関すること
 - (2) ひとり親家庭の支援に関すること
 - (3) 子どもの居場所や預け先に関すること
 - (4) 親子で交流できる場について
 - (5) 経済的な支援に関すること
 - (6) 神奈川県・LINE相談について
3. 子どもに関する手当や助成制度について

「子どもの貧困」とはなんだろう？

すべての子どもが健やかに成長し社会で自立するためには、一人ひとりの成長・発達の段階に応じた教育を受ける機会の確保、安心・安全に過ごせる居場所や生活環境の整備などが必要です。しかし、一部の子どもはその生まれ育った環境により、教育の機会が得られなかったり、栄養バランスの取れた食事ができない状況に置かれています。このような状況は、子ども本人の努力では解決することが難しいため、社会全体で対策を図る必要があります

小田原市では、地域社会全体で子どもや子育て家庭を支え、すべての子どもが将来に夢や希望を持つことができる社会の構築に向け取組を進めていきます。

1. 困ったこと・悩み事があったら、まずはここへ相談してください。

おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」

困りごと	事業・施策名	内容	相談先
妊娠・出産や、産後の育児などについて相談したい	①妊娠・育児に関する相談	妊娠期から乳幼児期、学童期、青年期の各ライフステージにおける相談・支援機能を集約した施設です。妊娠から30歳代まで、切れ目のない相談・支援を行います。	子ども若者支援課 0465-47-0844 (※4月以降は、 0465-46-6125)
子どもからの相談、子育てについての様々な悩みを聞いてほしい	②子育てに関する相談		子ども若者支援課 0465-46-6763
小・中学生の子どもについて、学校のことなど相談したい	③教育相談		教育指導課 0465-46-6034
ひきこもりやニート、親子・友人関係のことなど相談したい	④若者に関する相談		子ども若者支援課 0465-46-7292

2. その他の相談窓口や支援事業について

(1) 教育支援に関すること

困りごと	事業・施策名	内容	相談先
学校給食や学用品に係る経済的な援助を受けたい	児童生徒就学支援事業	学校生活に必要な学用品費などを援助します。	教育指導課 0465(33)1682
子どもを高校に進学させたい	高等学校等奨学金事業	高等学校等への修学を奨励するため、経済的理由により修学が困難な高校生等に奨学金を支給しています。	教育指導課 0465(33)1682
子どもが学校になじめないようで不安だ、子どもを高校へ進学させたい	子どもの学習支援・生活支援事業	生活にお困りの世帯の中学生等を対象に、定期的な学習の提供や居場所作りを行うことで、学習の習慣や社会性を育む支援を行います。	福祉政策課 0465-33-1892

(2) ひとり親家庭の支援に関すること

困りごと	事業・施策名	内容	相談先
これからの生活や子どもの進学について不安がある。	母子・父子自立支援員	ひとり親家庭の生活上の悩みを母子・父子自立支援員がお受けします。	子育て政策課 0465-33-1453
	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	お子さんの進学費用など経済的に困りの方に、母子・父子・寡婦福祉資金の相談を行います。	子育て政策課 0465-33-1453
就労したい。資格を取りたい。	自立支援教育訓練給付金	母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんが就職やキャリアアップのために、指定の教育訓練講座を受講した場合、修了後に教育訓練経費の最大6割を支給する制度です。	子育て政策課 0465-33-1453
	高等職業訓練促進給付金	看護師・保育士等就職に有利で、生活の安定が見込める資格を取得するために養成機関で修業する場合、生活の不安を軽減し安定した修業環境を提供するため、生活費を支援する制度です。	子育て政策課 0465-33-1453
住まいに関する支援を受けたい	市営住宅への入居優遇(ひとり親)	ひとり親の市営住宅への入居にあたり、世帯所得額の計算に一定の控除額を設けています。また、入居審査における選考基準では、子育て世帯に加点し、入居しやすくなるよう配慮します。	建築課 0465-33-1553
	市営住宅考査時の配慮		建築課 0465-33-1553

(3) 子どもの居場所や預け先に関すること

困りごと	事業・施策名	内容	相談先
学校が終わった後の預け先、子どもの居場所、遊ぶ場所に困っている。	放課後児童クラブ	就労等により、昼間家庭に保護者がいない家庭の児童に対して、放課後の居場所を提供します。	教育総務課 0465-33-1731
	放課後子ども教室	放課後の安全・安心な子どもたちの居場所として、学習やスポーツ、昔遊び等の体験学習を行うとともに、地域の方々との交流活動の機会を提供します。	教育総務課 0465-33-1731
	子どもの居場所づくり事業	公民館や学校施設などにおいて、地域に子どもたちに食事の提供や学習支援、体験活動の機会などを提供します。	青少年課 0465-33-1724
	児童プラザラッコ	赤ちゃんから小学生までが利用できる屋内施設です。木製のすべり台やクライミングウォールなどがあります。	子育て政策課 0465-33-1874
	ファミリー・サポート・センター	お子さんの送迎や預かりについて相談をお受けし、地域のサポーターとマッチングします。利用には会員登録が必要です。※ひとり親家庭等を対象に利用料を補助します。	子育て政策課 0465-33-1874

(4) 親子で交流できる場に関すること

困りごと	事業・施策名	内容	相談先
子育て家庭と育児の悩みを分かち合いたい、仲間づくりがしたい	子育て支援拠点管理運営事業 (子育て支援センター)	親子が自由に遊べる「子育てひろば」の開設や、子育て相談、子育て情報の提供、子育てに関する講座やイベント等を実施している施設です。市内4カ所にあります。	子育て政策課 0465-33-1874
	地域子育てひろば	地区公民館など身近な場所で、親子で交流できる「ひろば」を開催しています。	子育て政策課 0465-33-1874

(5) 経済的な支援に関すること

困りごと	事業・施策名	内容	相談先
仕事を急に辞めなければならなくなった、求職活動中で定職が決まらず、経済的に困っている。	生活困窮者自立相談支援事業	生活にお困りの方に対して、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して問題解決に向けた支援を行っています。	福祉政策課 0465-33-1892
生活に必要なお金がなく、困っている。	生活保護制度による支援	国の定める基準により、その困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給します。	生活保護課 0465-33-1463

(6) 神奈川県・LINE相談に関すること

事業・施策名	内容	公式LINEアカウント
かながわ子ども家庭110番相談LINE	子どもの不安、親子関係や家庭の悩みなど、子どもにかかわる相談を受付けています。	 検索ID: @kana_kodomo110
かながわ子ども・若者総合相談LINE	概ね39歳までのご本人やそのご家族を対象に、仕事や将来のこと、家族や友達など人間関係のことなど、様々な悩みについて受付けています。	 検索ID: kana-kowaka
かながわヤングケアラー等相談LINE	家族や友人等をケアするヤングケアラーを対象に、ケアのこと、家庭や学校、進路のことなどの悩みについて受付けています。	 検索ID: @kana-youngcarer

3. 子どもに関する手当や助成制度について

困りごと	事業・施策名	内容	相談先
手当・助成制度について	出産・子育て応援事業	妊娠届出時等に面談を受けた妊婦一人につき5万円、こんにちは赤ちゃん訪問時の面談を受けた養育者新生児1人につき5万円支給します。	子ども若者支援課 0465-46-7037
	児童手当	中学校卒業までの児童を養育している者に対し手当を支給します。	子育て政策課 0465-33-1453
	小児医療費助成制度	子どもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成します。	子育て政策課 0465-33-1453
	児童扶養手当	父母の離婚・父の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している者に対し手当を支給します。	子育て政策課 0465-33-1453
	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭の親と子の医療費について、保険診療の自己負担分を助成します。	子育て政策課 0465-33-1453
障がいのあるお子様に係る手当・助成制度について	特別児童扶養手当	政令で定める程度の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給されます。	障がい福祉課 0465-33-1461
	障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする在宅重度障がい児に支給されます。	障がい福祉課 0465-33-1461
	特別児童扶養手当	市内に住所を有する20歳未満の障がい児の保護者に支給されます。	障がい福祉課 0465-33-1461